

貸付事業からのお知らせ

～入学・修学貸付をご利用ください～

共済組合では、組合員及びお子様の入学・修学に係る資金の貸付を次のとおり行っておりますので、借入れを検討されている方は、ぜひご利用ください。

なお、同年度内において貸付けの対象となる費用が重複しない場合は、同一対象者に係る入学貸付と修学貸付の両方を申込むことが可能です。

貸付種類	入学貸付 入学貸付入学に要する諸費用（入学初年度分）	修学貸付 修学貸付修学に要する諸費用（該当年度分）
対象となる学校	<国内の学校の場合> 学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校、専修学校または各種学校 <海外の学校の場合> 当該教育機関の正規の教育課程の修業年限が2年以上であり、修学するコースの修業期間が最低3か月以上であること	
貸付の対象となる費用	・ 入学金、その他入学時納付金 ・ 授業料、教材費 ・ アパートまたは下宿代・入寮に要する費用 ・ 通学に要する費用 ・ その他入学・修学に係る費用	◎対象とならない費用◎ サークル、部活動費、生活など、 学業に直接関係しないもの
貸付限度額 (1万円未満切捨)	給料月額6か月分（最高200万円） または貸付の対象となる費用の範囲内となります。	月額15万円（単年度最高180万円） または貸付の対象となる費用の範囲内となります。 年度途中で申込む場合は、貸付申込月の翌月から当該年度末までの残月数が限度となります。 <例>貸付申込月が3・4月の場合…最高180万円 貸付申込月が5月の場合……最高150万円
申込時期	合格通知書が届き次第随時 貸付金の交付が入学金等の納付期限に間に合わない場合、随時貸付を行いますので、所属所共済事務担当課へ早めにお申し出ください。（申出から送金日までの期間が短い場合は、ご希望に添えないこともあります。）	入学時及び進級時 年度途中での申込みも可能です。 なお、平成29年度分は、平成29年3月貸付分（平成29年3月6日共済組合必着）より申込可能となります。 次年度以降分も希望する場合は、毎年進級ごとに申込みをしてください。
添付書類	合格通知書の写しまたは入学許可書の写し	在学証明書（原本） 入学初年度の場合、合格通知書の写しまたは入学許可書の写しも可能です。
	入学・修学貸付共通書類 ・ 貸付申込書 ・ 借入状況等申告書 ・ 貸付未償還元利金の控除依頼書 ・ 借用証書 ・ 貸付事故の有無に係る申告書 ・ 印鑑登録証明書 ・ 他金融機関等からの借入れの償還状況を確認できる書類 ・ 入学案内書等の写し（入学金または授業料が確認できるもの） ・ 賃借契約書の写し（アパート等を借りる場合） ・ 交通機関の通学費が確認できる書類の写し ・ その他入学・修学に係る費用の内訳書（内容によっては貸付申込者自身で作成したものでも可） 被扶養者でない子の場合は戸籍抄本	
償還方法	貸付けを受けた月の翌月から元利均等償還	修業年限を満了した日の翌月（据置）または貸付けを受けた月の翌月から元利均等償還 据置期間中は利息のみ償還となります。 また、借受人の申出により修業年限満了前に償還開始することも可能です。
貸付利率	年利2.66%（平成29年1月1日現在。ただし、国の財政融資資金利率に応じて変動します。）	